農村デジタルトランスフォーメーション協議会 運営規約

(名称)

第1条 本会の名称は「農村デジタルトランスフォーメーション協議会」(以下、「本会」という。)とする。

(目的)

第2条 本会は、収益性の低さによる離農や後継者・新規参入者不足等によって農村コミュニティの存続が課題となる中で、「儲かる農業を営むことができ、かつ住みやすい農村」の実現に向けた、IoT・AI 等を活用したスマート農業や農村全体をデジタル化(デジタルトランスフォーメーション) するための実現方法について研究することを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行うものとする。
 - (1) 幹事によるスマート農業・デジタルトランスフォーメーションに関するメールマガジン配信
 - (2) 幹事または外部有識者による講演、会員間の意見交換を行う研究会開催
 - (3) 先進事例視察会(デジタルトランスフォーメーションを駆使した先進的な取り組みを行う農業者、自治体等)
 - (4) 会員が開催するイベントや実証試験の案内、先進技術を有する企業の紹介等の情報共有

(会員)

- 第4条 本会の会員は、原則として都道府県及び市町村とする。ただし、中央省庁、農業関連団体等を会員として認める場合もある。
 - 2 幹事は、株式会社日本総合研究所(以下、「日本総研」という)とする。

(名称の使用)

- 第5条 会員は、本会の会員であることを公表することができる。
 - 2 本会外の活動にあたって、本会の名称を用いる場合は、事前に日本総研に通知するものとする。
 - 3 幹事及び会員は、他の会員の名称を公表しようとする場合、当該会員に事前に通知し、書面 (電子メールを含む) による承諾を得るものとする。

(入会及び退会)

- 第6条 本会に入会を希望する者は、幹事に申込書を提出し、承諾を得るものとする。
 - 2 会員の参加費は無償とする。
 - 3 研究会や視察にかかる交通費その他の費用は、原則として各会員が負担する。
 - 4 会員は、幹事に退会意思を書面にて通知することで、退会することができる。

(研究会等への参加)

- 第7条 幹事は、第3条第2号の研究会や第3条第3号の先進事例視察会(以下、総称して「研究会等」という。)を企画・招集・運営するものとする。
 - 2 会員は、研究会等に参加することができる。

3 会員は幹事からの依頼により、研究会等での資料提供や発表等の協力を行うものとする。

(活動期間)

第8条 本会の活動期間は 2019 年 5 月 15 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。 幹事は活動期間を延長することができる。

(反社会的勢力の排除)

- 第9条 会員は、入会にあたっては、現在、会員自身、その取締役、執行役、執行役員、理事及び監査役 その他の役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、次の各 号のいずれにも該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
 - 2 会員が前項各号のいずれかに該当し、又は前項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、日本総研から文書による退会又は参加不可(以下、「退会等」という。)の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日以降は本会の活動に参加することができない。
 - 3 前項により退会等の通知を受けた当事者は、退会等により生じた損害について、日本総研に対しなんらの請求をしない。ただし、日本総研からの損害賠償の請求は妨げない。
 - 4 第 2 項の規定により退会等をする場合、本規約で定めた事項は将来に向かって効力を失い、退会等をした会員は、日本総研又は他の会員等の必要な当事者への財物の返還や債務の弁済を速やかに行う。

(規約の追加・変更)

第10条 本規約に定めの無い事項に関する取り決めが必要となった場合、幹事は規約の追加又は変更の 内容を行うことができる。

(改訂履歴)

2019年3月4日 初版

2021年2月19日 改訂 (第8条 協議会活動継続に伴う活動期間の延長)

<変更前>2019年5月15日から2021年3月31日まで

<変更後>2019年5月15日から2023年3月31日まで

以上